

令和3年8月18日

各認定訓練施設代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長しました。また、国の基本的対処方針において、大規模施設等への入場制限に対する措置内容が強化されました。

そこで、大規模商業施設に対し、法第45条2項に基づき、入場制限(通常営業の5割を目安)を要請します。

百貨店の地下の食品売り場等、生活必需品を取扱う施設についても、法第24条9項に基づき、上記と同様の措置を要請します。

その他の大規模な集客施設については、法第45条2項に基づき、引き続き、施設内外に混雑が生じることのないよう、人数管理、人数制限、誘導等の入場整理の徹底をお願いいたします。

また、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び「第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」に基づき、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

災害ともいうべき、現在の感染爆発を抑えるために、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

別添

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 2 第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先
産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045 (210) 5720

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年7月30日策定

令和3年8月17日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年7月30日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月2日～9月12日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で行動、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- デルタ株への危機感を共有し、人混みは危険という認識のもと、リスクある行動の回避を要請

- 混雑した場所への外出の5割減を要請

- 法第 45 条第 1 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。以下「飲食店等」という。）、カラオケ店に対し、次のとおり要請する。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業を要請する。（法第 45 条第 2 項）

上記以外の飲食店等に対して、営業時間の短縮（5時から 20 時までとする。）を要請する。（法第 45 条第 2 項）

- 法施行令第 12 条に規定される以下の措置の実施を要請する。（法第 45 条第 2 項）
 - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
 - ・施設の換気
 - ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- 必要に応じて以下の措置を講じる。
 - ・要請に応じない事業者への命令（法第 45 条第 3 項）
 - ・要請・命令時の公表（法第 45 条第 5 項）
 - ・命令のための立入検査等（法第 72 条第 2 項）

・命令違反等に対する過料（法第 79 条、法第 80 条第 2 項）

○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）

イ その他の施設への対応

○ 法施行令第11条第 1 項に規定する施設については、法第24条第 9 項等に基づき、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の <u>要請</u>
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニ ス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマ パーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸 上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツクラブ、 ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで
博物館、美術館、科学館、記念館、水族 館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の <u>要請</u>
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセン ター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆 浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外 車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステテ ィック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ 入場整理等の <u>要請</u>
大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（但し生 活必需物資を除く） 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ （但し生活必需物資を除く） 入場整理等の <u>要請</u>

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ
図書館	入場整理の <u>要請</u>
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理の実施
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ

※1 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた人数管理、入場制限、誘導などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

○ 法第24条第9項に基づき、百貨店の地下の食品売り場等に対して、入場制限を要請する。

○ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○ 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

施設の収容定員	
10,000 人以下	10,000 人超
収容定員の半分まで可	5,000 人まで可

- 営業時間短縮を要請（5 時から 21 時まで）（法第 24 条第 9 項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第 24 条第 9 項）

※ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指し、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 医療提供体制の確保等の取組

（1）病床確保

- ~~入院者数が増えている中等症・軽症の病床について、医療機関との協定に基づくフェーズを引き上げ、各医療機関の協力を得ながら最大確保病床数と同数の即応病床を可能な限り確保する。~~
- 引き続き、後方支援病院の充実・搬送体制の確保に取り組む。

（2）自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

（3）宿泊療養施設の確保

- 新たに複数ホテルで 900 室以上の宿泊療養施設を確保するとともに、引き続き宿泊療養施設全体の利用率向上に向けた取組を行う。~~に向けて取り組む。~~
- ~~すでに現在確保している宿泊療養施設についても、引き続き、利用率向上に向けた取組を行う。~~

（4）医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C－C A Tの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策として、県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討する。
- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、事業所・大学等でのモニタリング検査を実施する。

6 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

7 その他

- 緊急事態宣言の措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

第 41 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 8 月 17 日（火） 18 時 00 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. 緊急事態宣言の延長に係る本県の対応について

2. その他

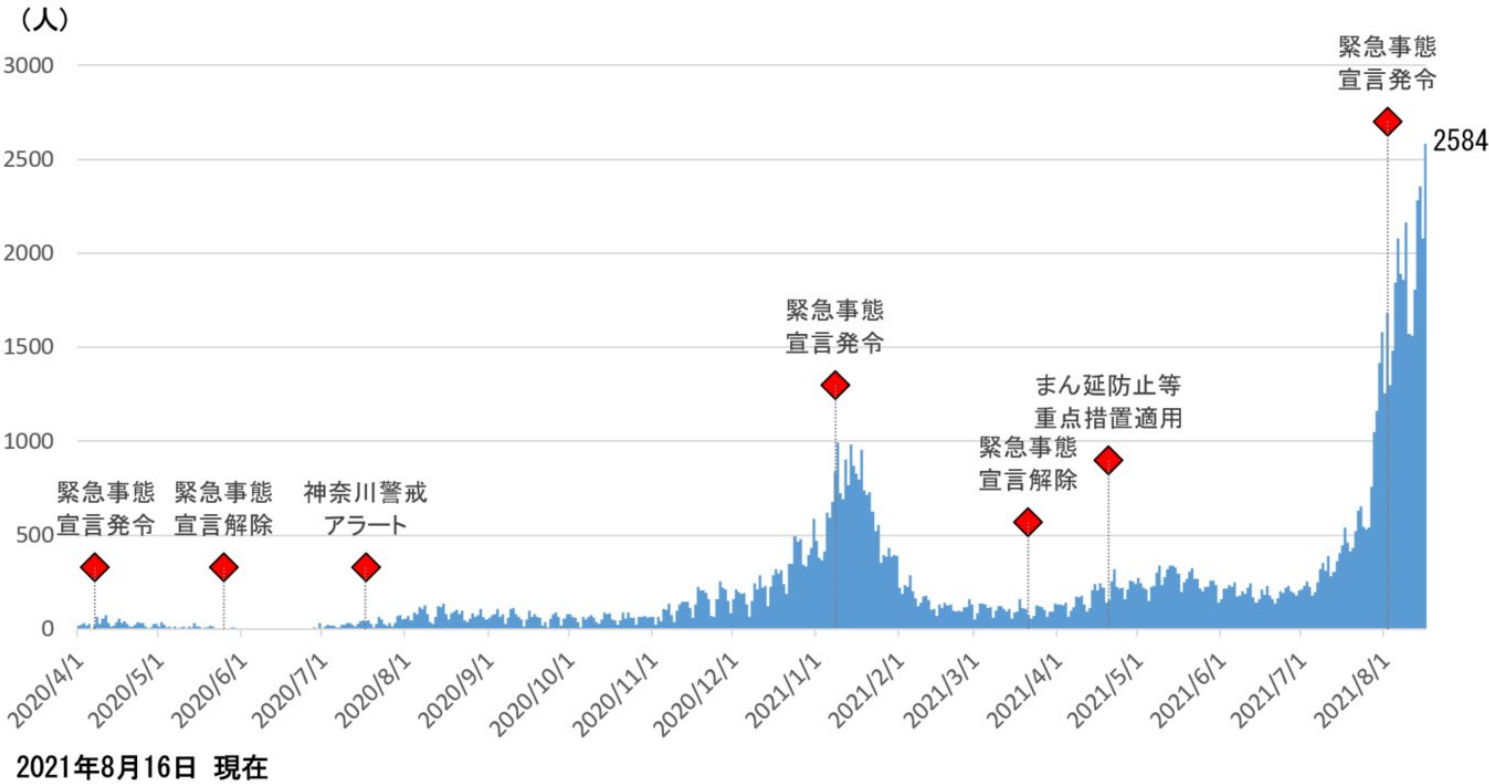


新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜8月16日までのデータを反映＞

令和3年8月17日

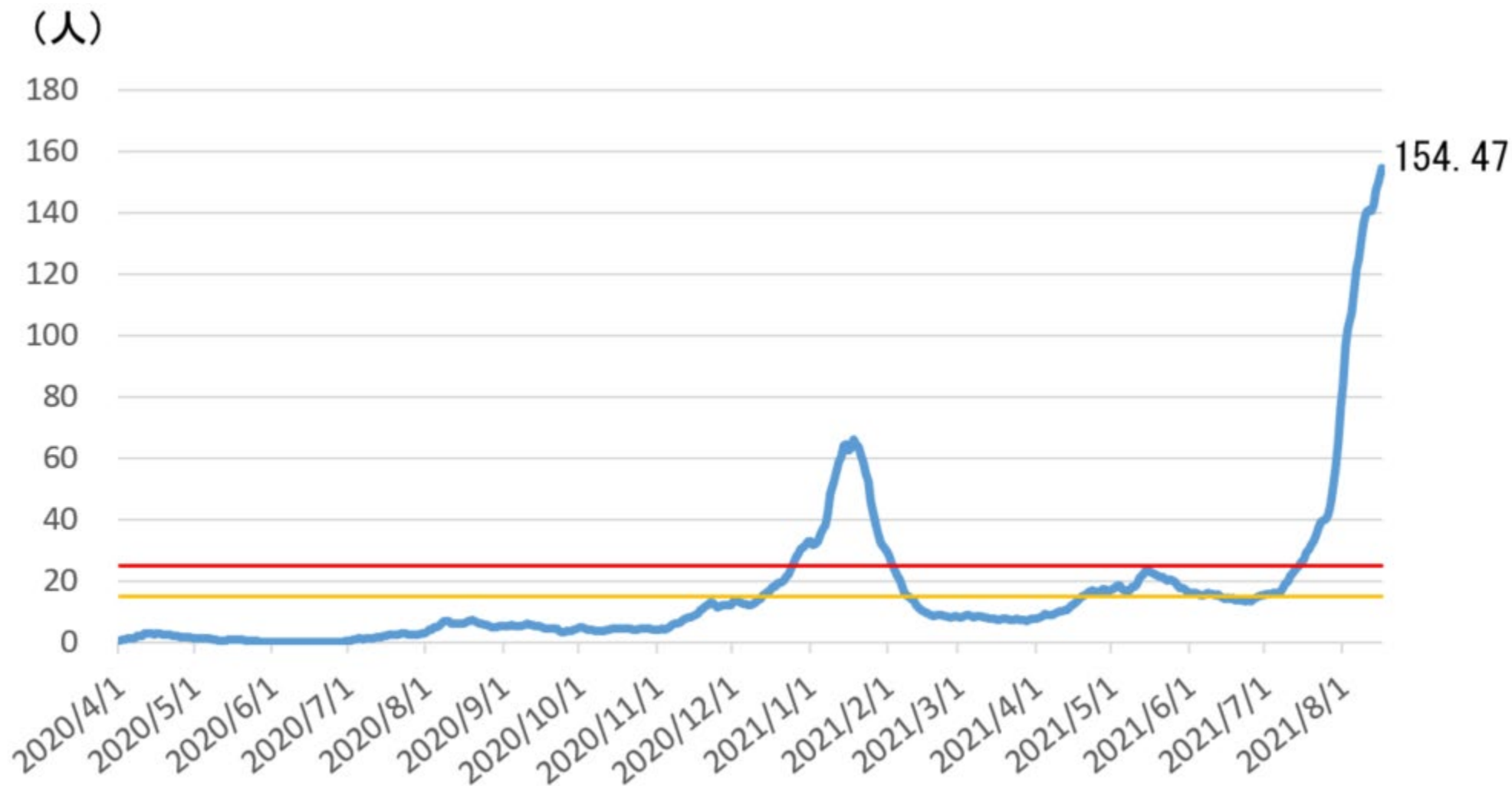
健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
6月	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人
	27	28	29	30	7/1	2	3	週合計
	203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人
7月	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	226人	180人	198人	250人	322人	355人	310人	1841人
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	389人	280人	308人	361人	403人	446人	539人	2726人
	18	19	20	21	22	23	24	週合計
	460人	412人	433人	521人	630人	652人	547人	3655人
	25	26	27	28	29	30	31	週合計
	531人	539人	758人	1051人	1164人	1418人	1580人	7041人
8月	8/1	2	3	4	5	6	7	週合計
	1257人	1686人	1298人	1484人	1845人	2082人	1893人	11545人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	1860人	2166人	1572人	1561人	1807人	2281人	2356人	13603人
	15	16	17	18	19	20	21	
	2080人	2584人						

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)

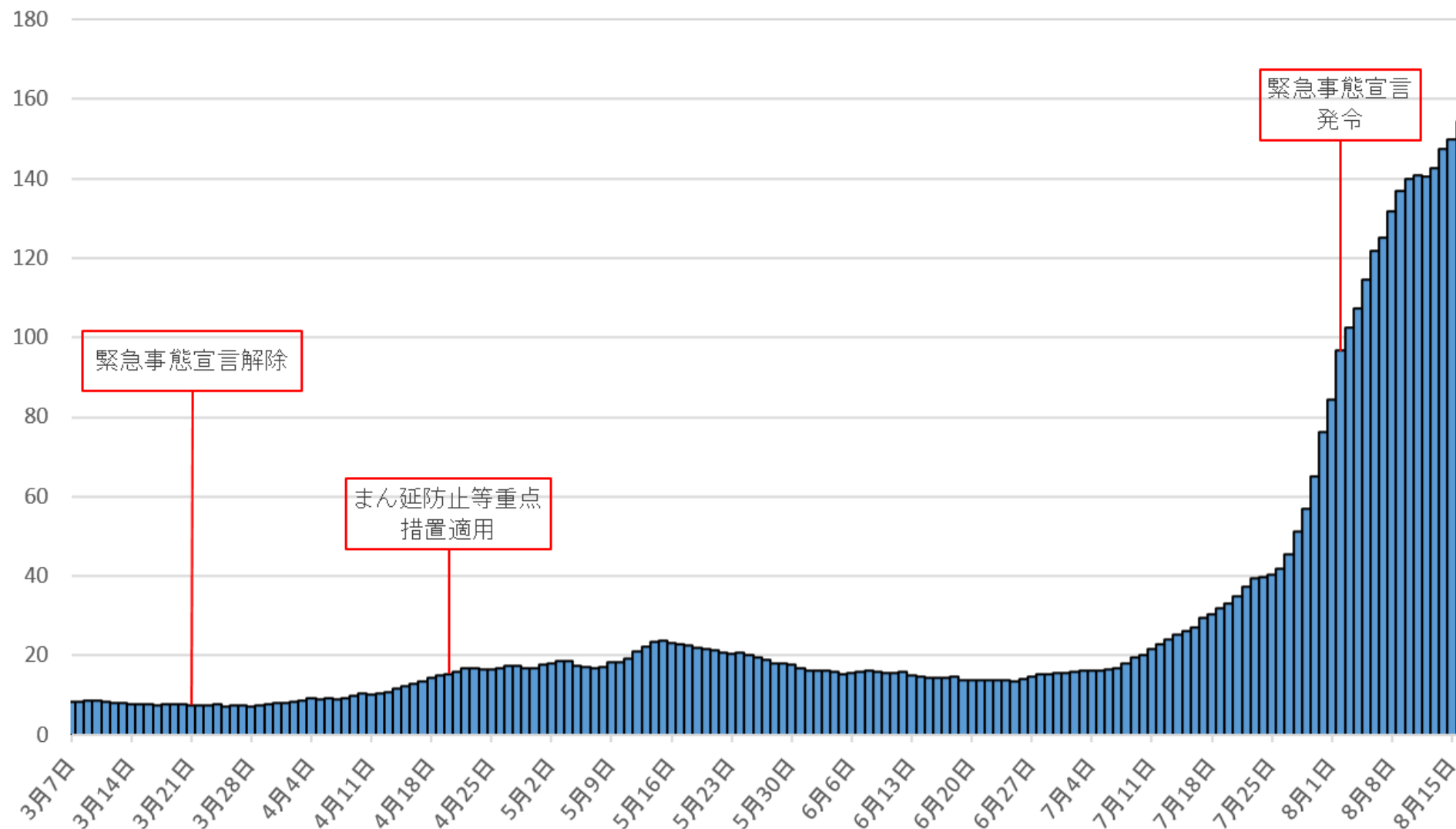


2021年8月16日 現在

※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

※県のステージ判断指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（人口10万人当たり・週合計）②

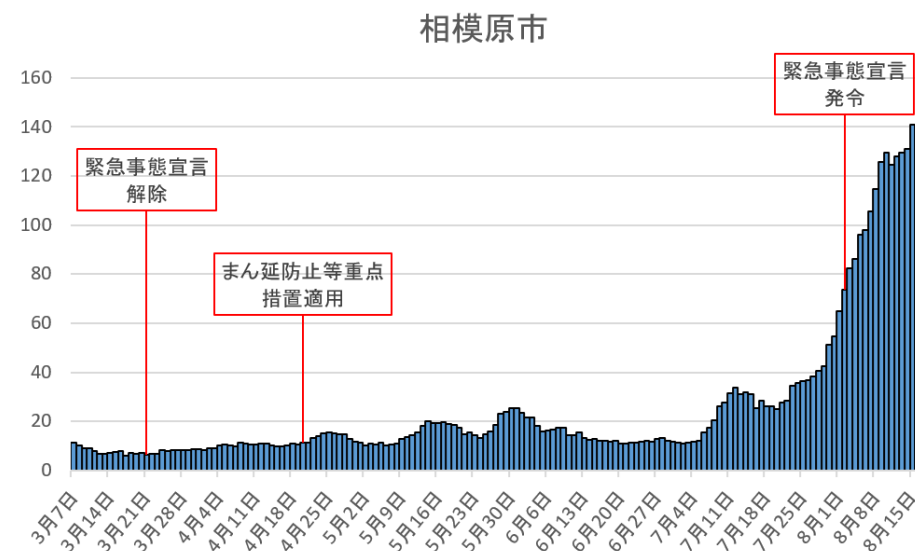
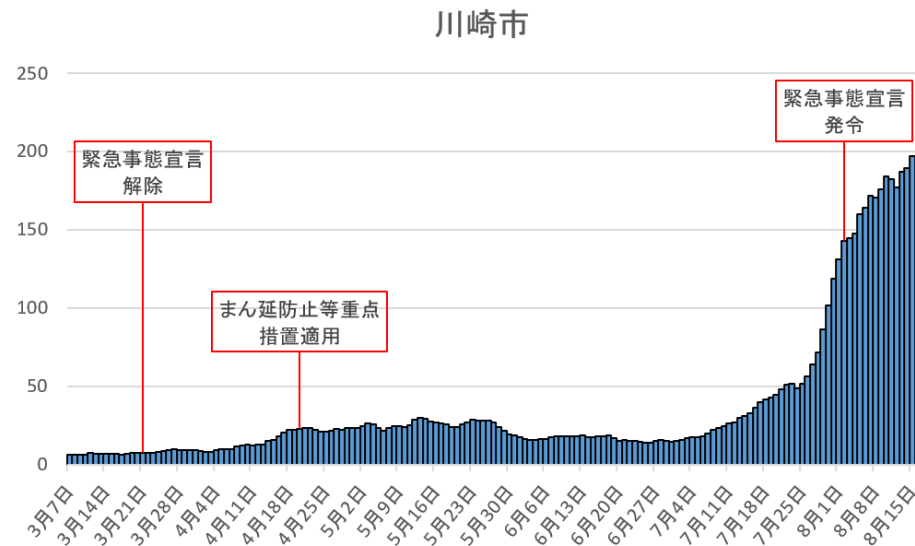
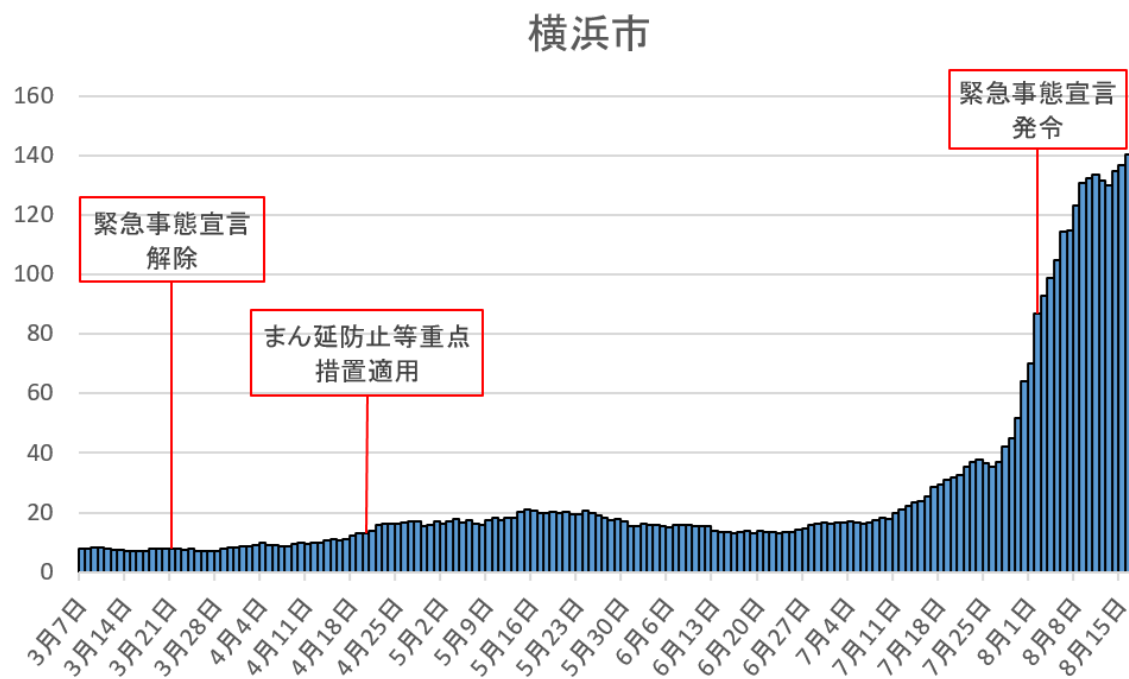


2021年8月16日 現在

新規感染者の推移（横浜市・川崎市・相模原市）

※下記グラフの人数には、保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

人口10万人当たりの居住地別の週合計の推移

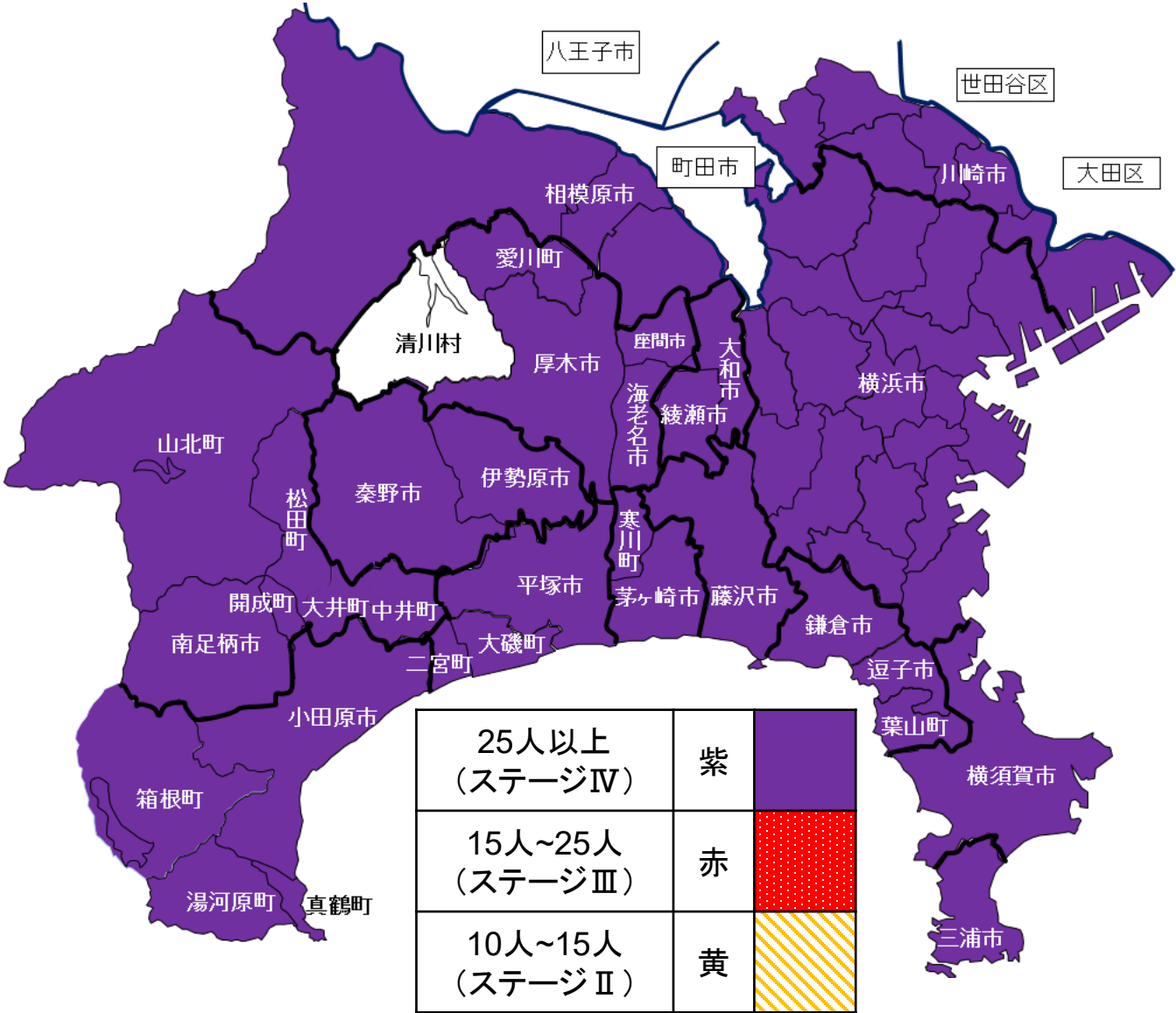


2021年8月16日 現在

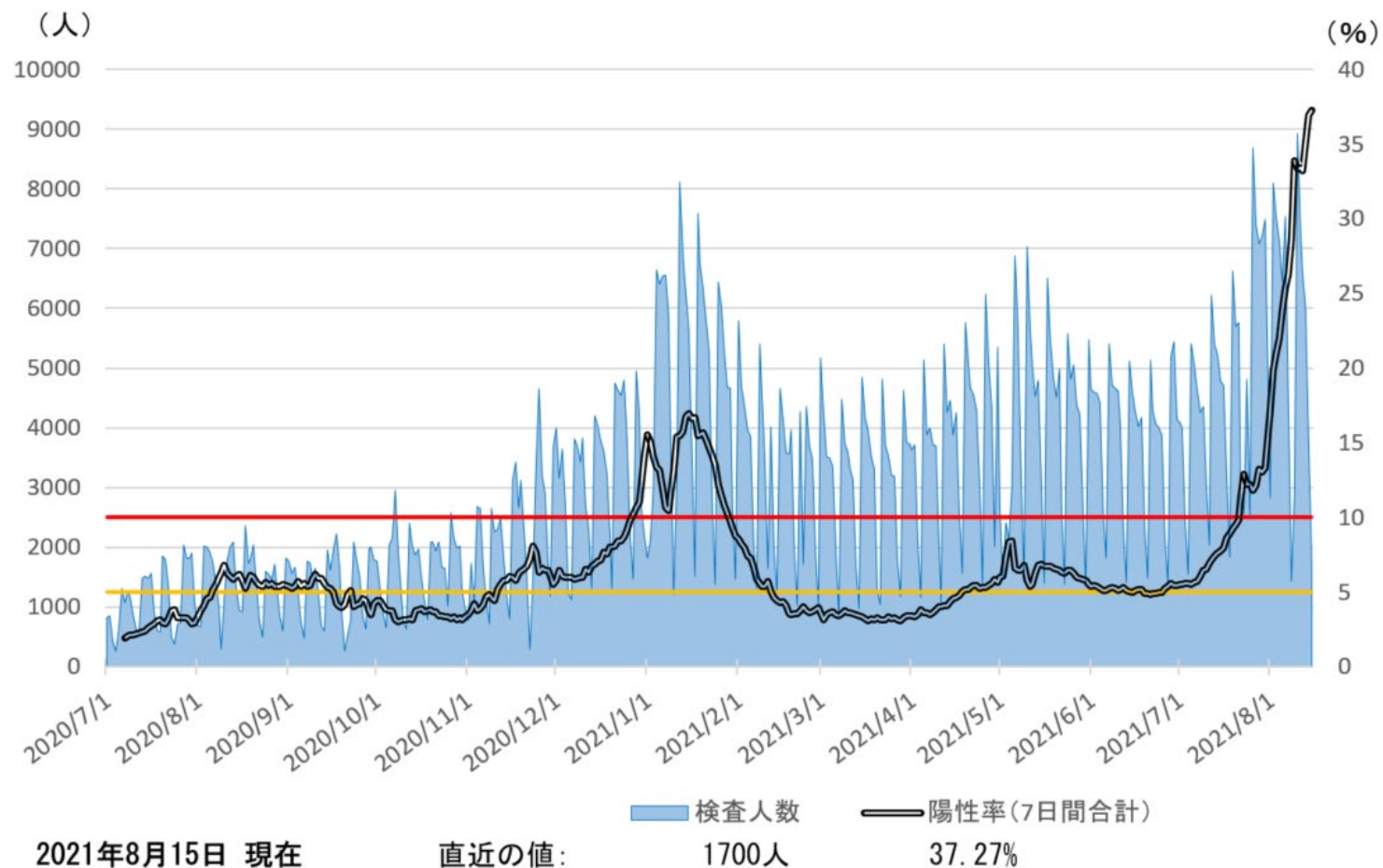
県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

市町村	保健所	人口 (10万人)	8/3-8/9		8/10-8/16		傾向	市町村
			新規 報告数	人口10万 人当たり	新規 報告数	人口10万 人当たり		
横浜市	横浜市	37.58	4880	129.87	5185	137.99	↑	横浜市
川崎市	川崎市	15.40	2713	176.22	3026	196.55	↑	川崎市
相模原市	相模原市	7.23	872	120.61	973	134.58	↑	相模原市
横須賀市	横須賀市	3.90	343	87.89	520	133.24	↑	横須賀市
藤沢市	藤沢市	4.37	518	118.60	467	106.93	↓	藤沢市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	2.42	238	98.21	283	116.77	↑	茅ヶ崎市
寒川町		0.49	53	109.21	27	55.63	↓	寒川町
平塚市	平塚	2.58	220	85.38	203	78.79	↓	平塚市
二宮町		0.28	13	47.21	25	90.79	↑	二宮町
大磯町		0.31	12	38.56	9	28.92	↓	大磯町
秦野市	秦野	1.64	113	68.78	115	70.00	→	秦野市
伊勢原市		1.02	77	75.43	81	79.34	↗	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	166	95.99	163	94.26	→	鎌倉市
逗子市		0.57	65	114.04	83	145.62	↑	逗子市
葉山町		0.32	23	72.91	41	129.97	↑	葉山町
三浦市	三崎	0.42	11	26.31	41	98.07	↑	三浦市
小田原市	小田原	1.89	153	80.94	157	83.05	↗	小田原市
箱根町		0.11	11	100.69	3	27.46	↓	箱根町
湯河原町		0.23	18	76.66	15	63.88	↓	湯河原町
真鶴町		0.07	2	29.74	4	59.49	↑	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	33	79.98	52	126.03	↑	南足柄市
山北町		0.10	5	52.47	10	104.93	↑	山北町
中井町		0.09	1	10.79	11	118.64	↑	中井町
大井町		0.17	14	82.05	18	105.50	↑	大井町
松田町		0.11	11	102.98	3	28.08	↓	松田町
開成町		0.18	15	82.40	31	170.29	↑	開成町
厚木市	厚木	2.24	228	101.87	325	145.21	↑	厚木市
海老名市		1.36	120	88.52	157	115.82	↑	海老名市
座間市		1.31	134	102.48	225	172.08	↑	座間市
愛川町		0.39	39	99.34	52	132.45	↑	愛川町
清川村		0.03	0	0.00	0	0.00	→	清川村
大和市	大和	2.39	362	151.37	382	159.74	↑	大和市
綾瀬市		0.84	86	102.07	89	105.63	↗	綾瀬市



検査人数と陽性率の推移

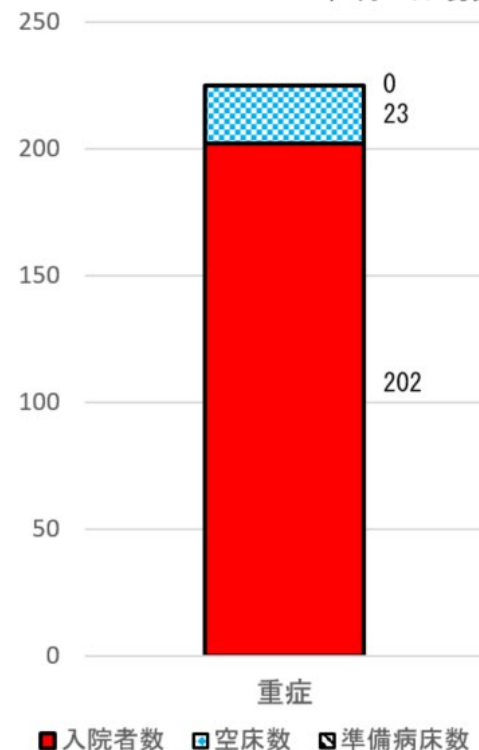


※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

■ 病床利用率

2021年8月16日 現在

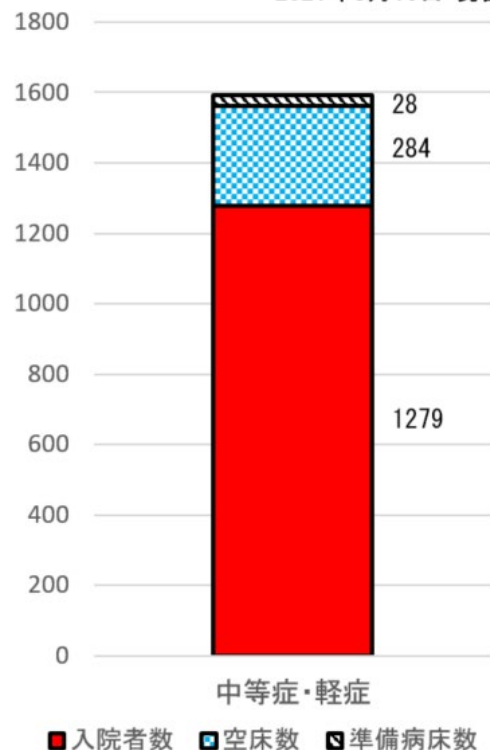


【参考】即応病床数総計：1,788床

※入院者数 + 空床数 = 即応病床数

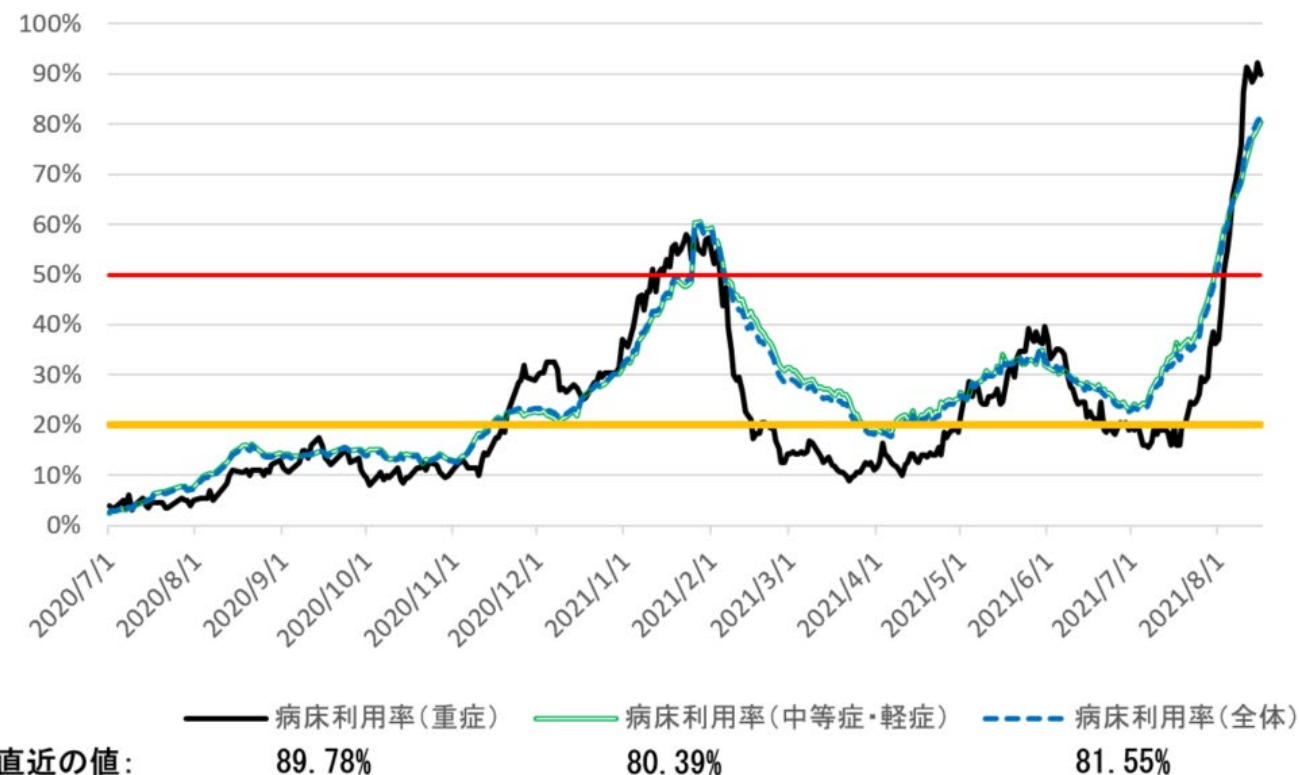
準備病床は、最終的な確保病床数（1790床 = 重症199床 + 中等症（軽症を含む）1591床）から即応病床数を引いた数

2021年8月16日 現在



■ 病床利用率の推移

2021年8月16日 現在

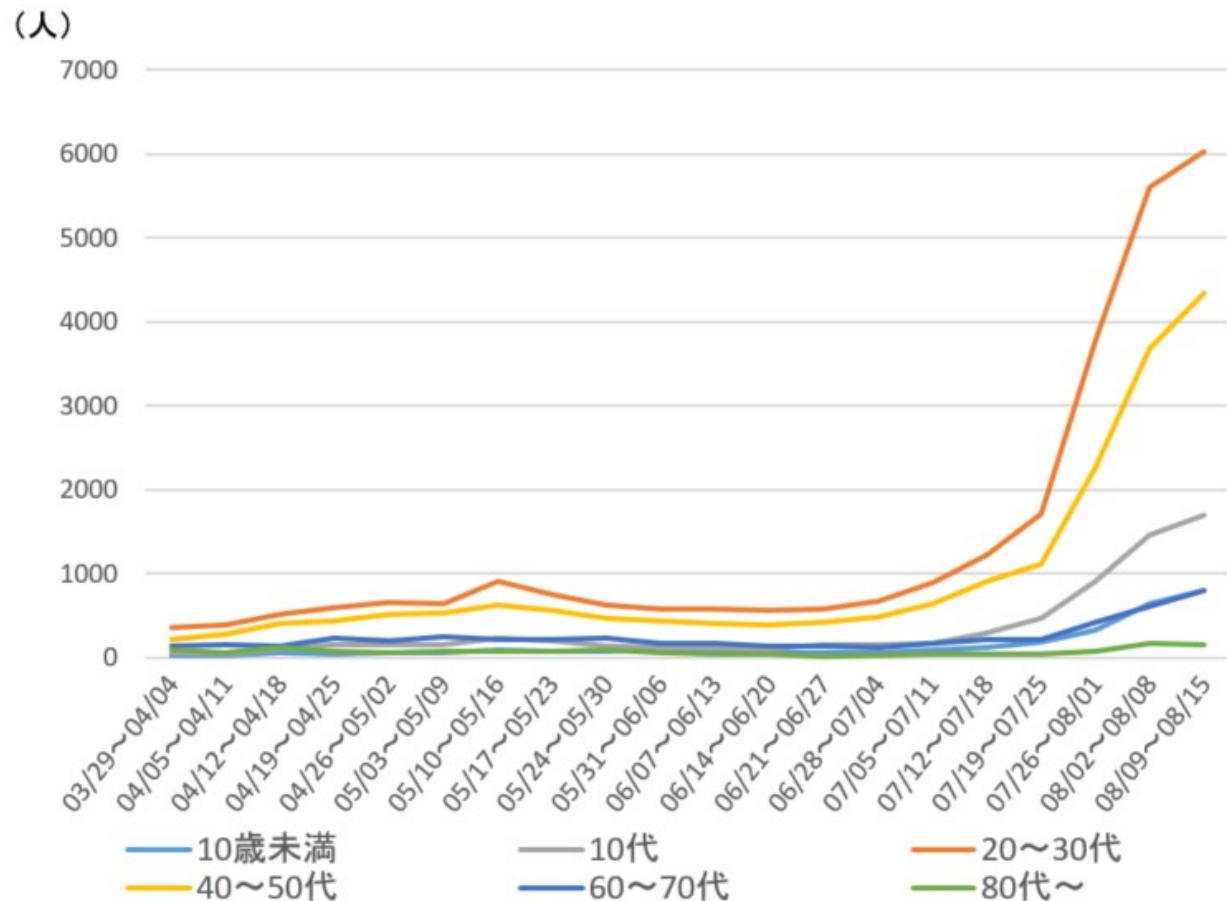


※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

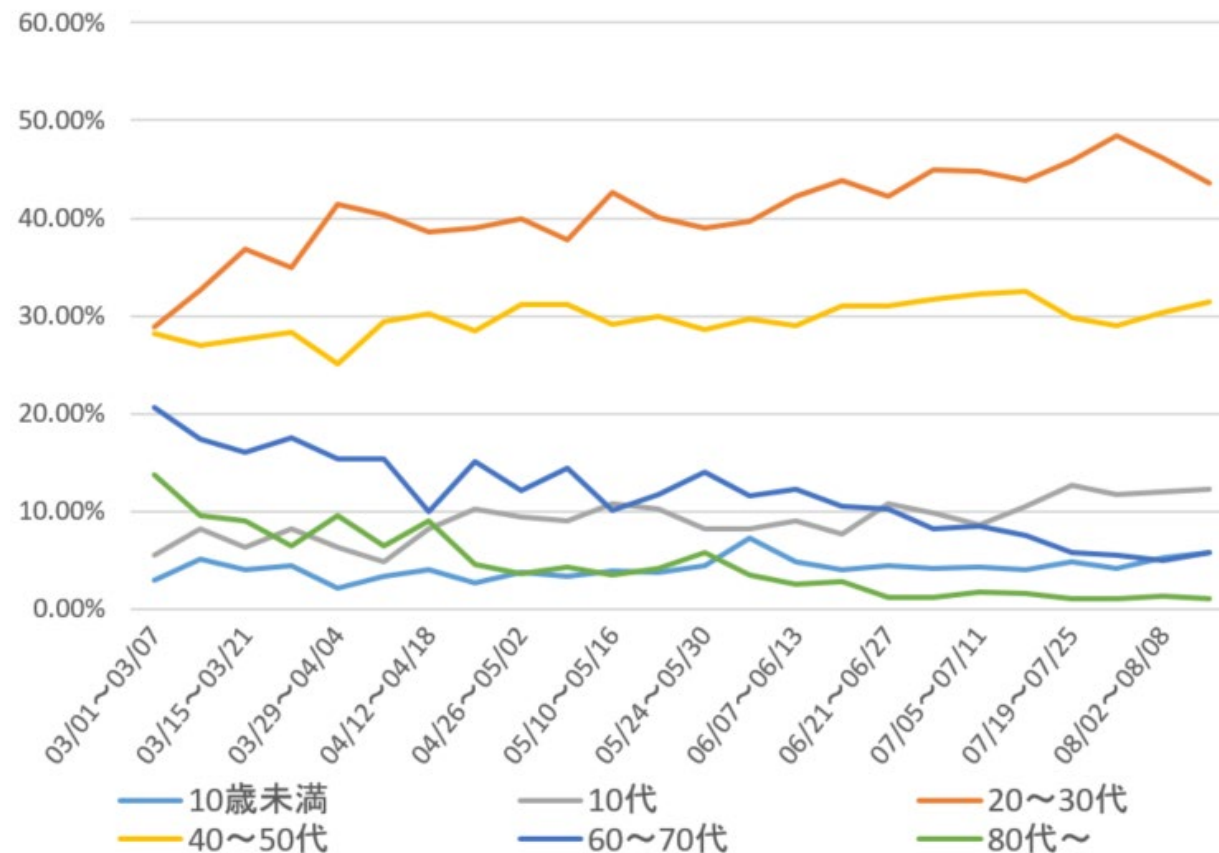
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

年代別感染者の推移（週別）

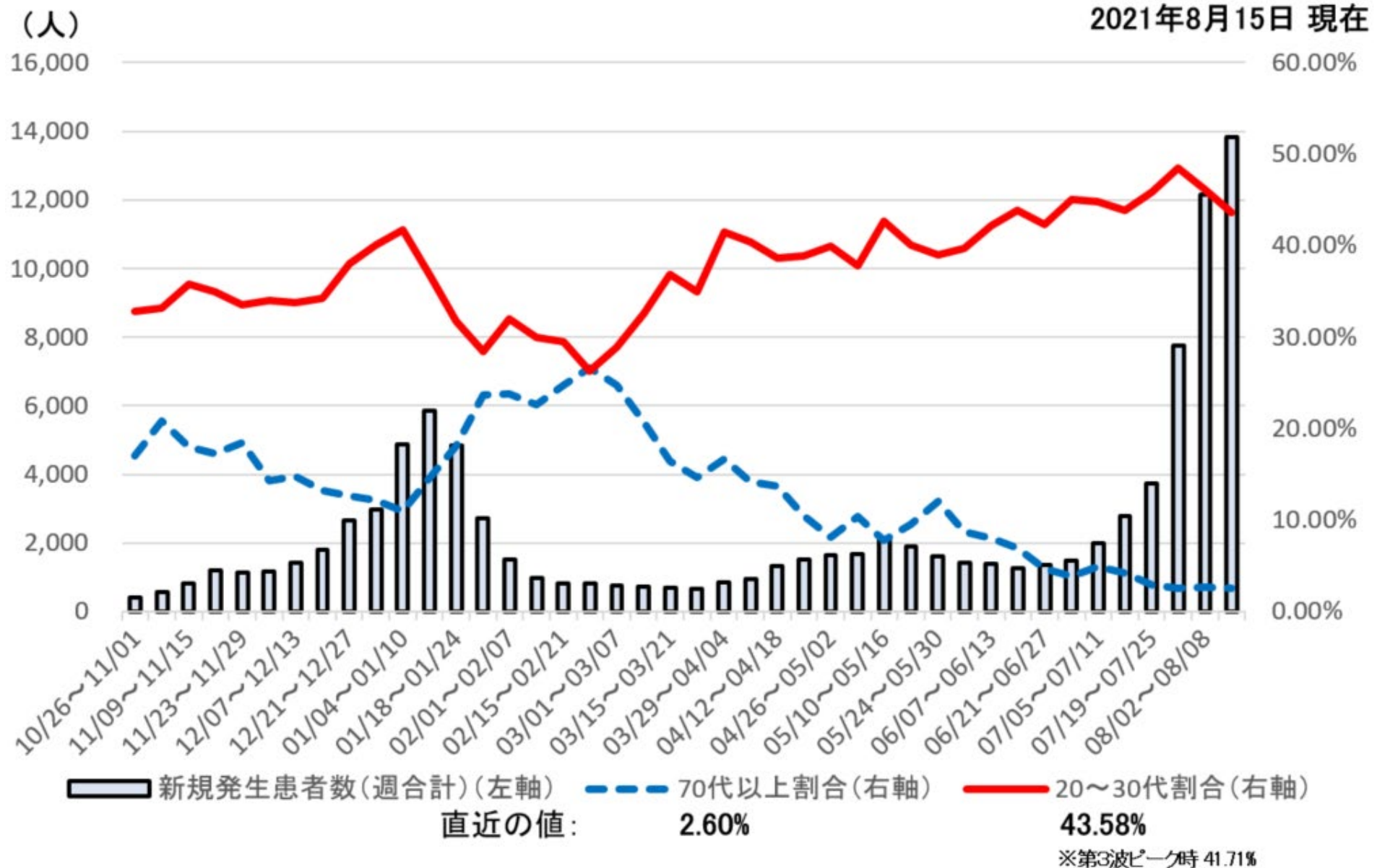
■ 実数ベース



■ 割合ベース

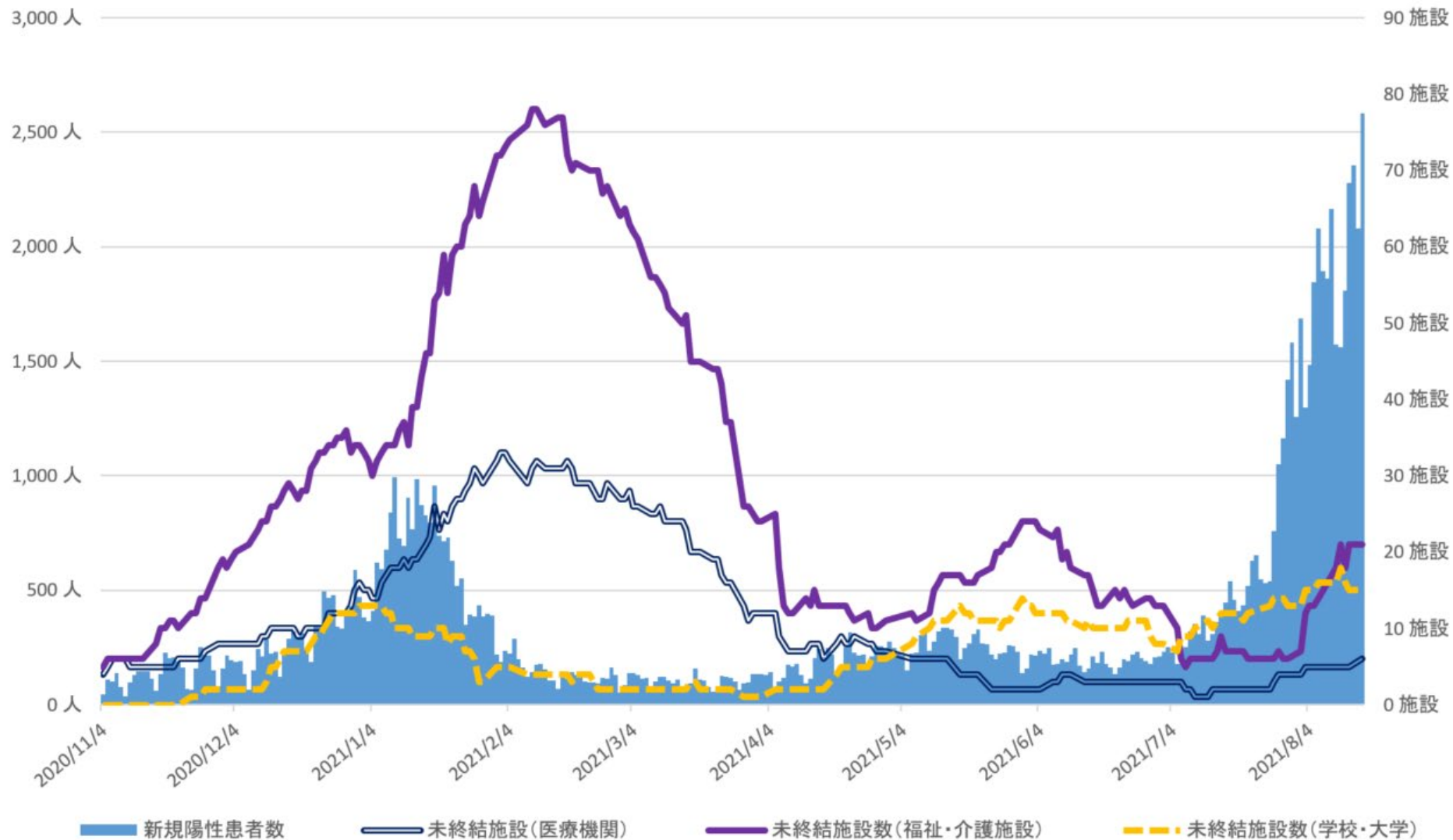


20・30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）



新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



2021年8月16日 現在

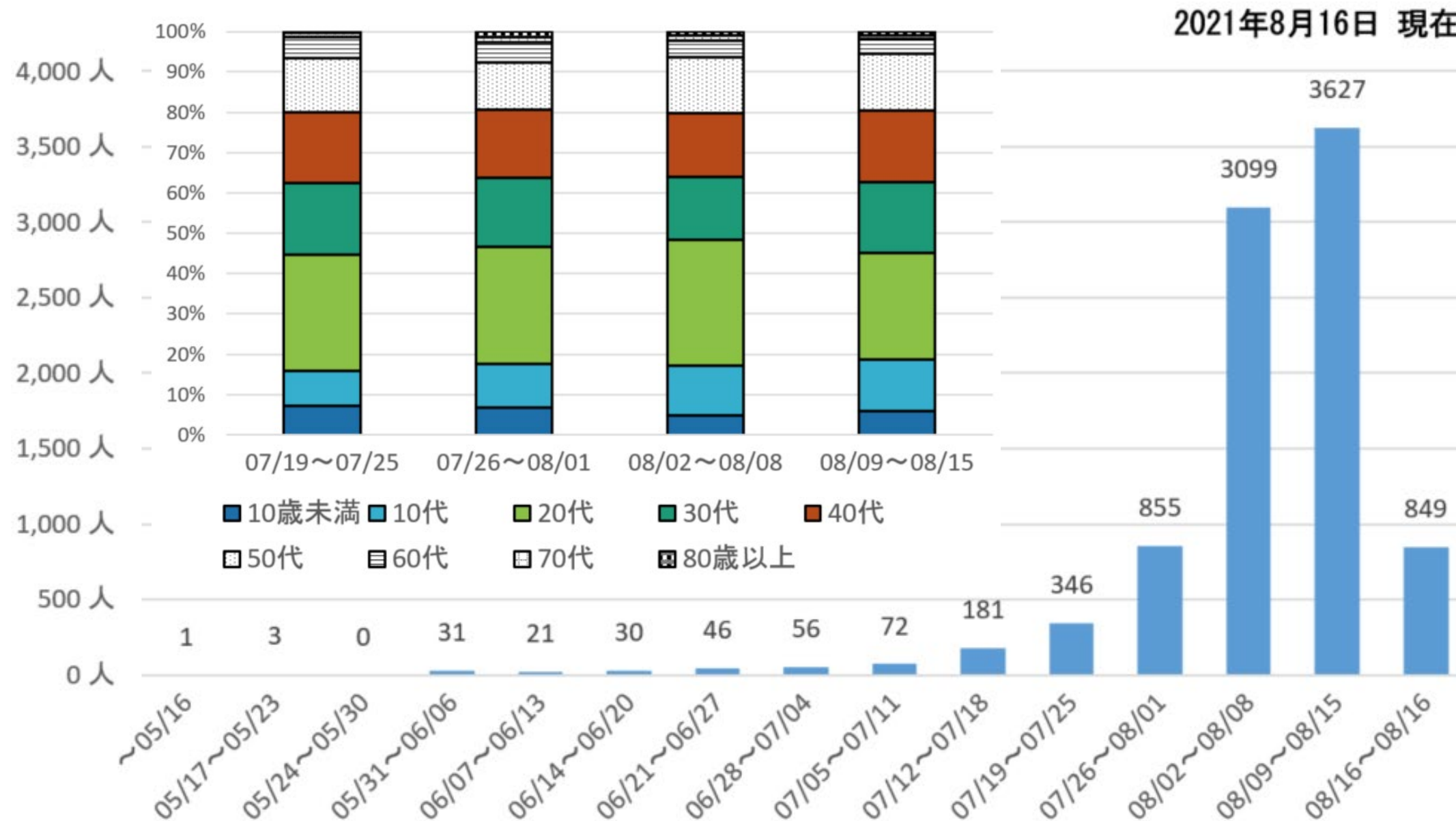
ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅳ	81.55% 1,481床 8月16日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	363床 1,816床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	908床 1,816床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅳ	89.78% 202床 8月16日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	45床 225床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	112床 225床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数		Ⅳ	160.32人 14,780人 8月16日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30
感染の状況	PCR陽性率		Ⅳ	37.27% 8月15日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅳ	154.47人 14,241人 8月16日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	67.57% 8月16日 時点	50%以上		50%以上	

参考:病床利用率(即応病床中)
病床全体:82.83%
うち重症:89.78%

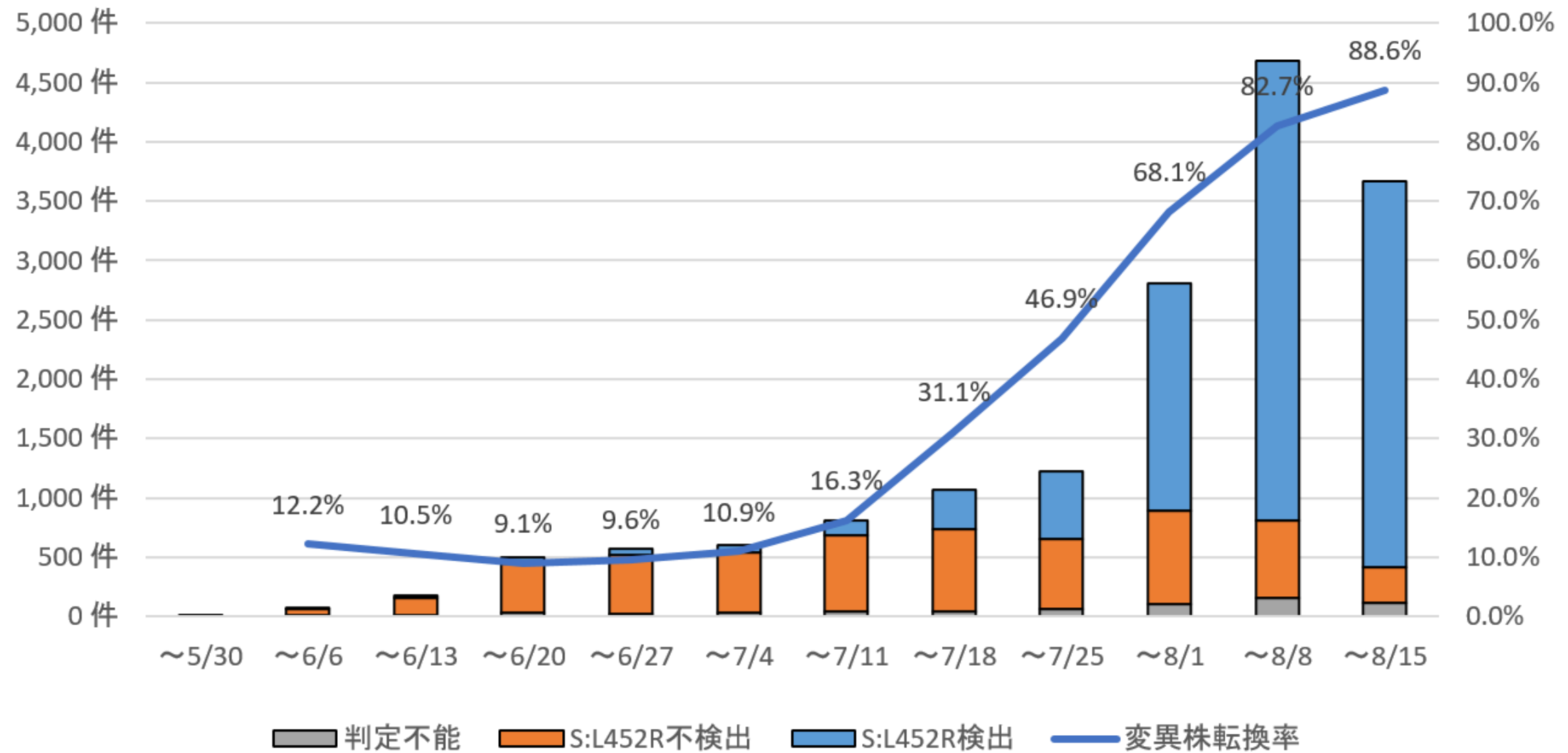
※ 速報値のため、修正される可能性あり

L452R変異を持つウイルスの新規発生患者数



L452R変異モニタリング検査件数及び転換率（※速報値）

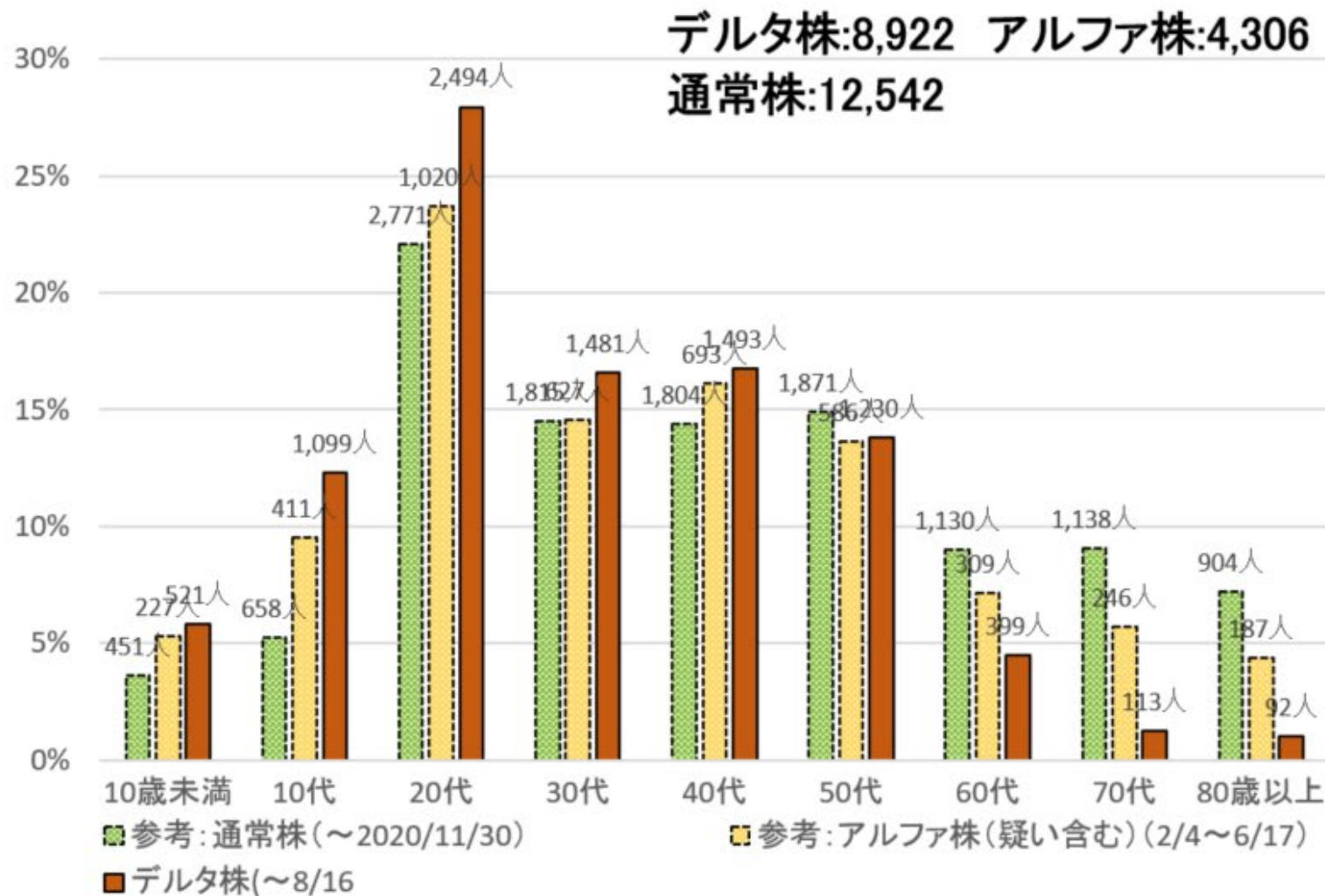
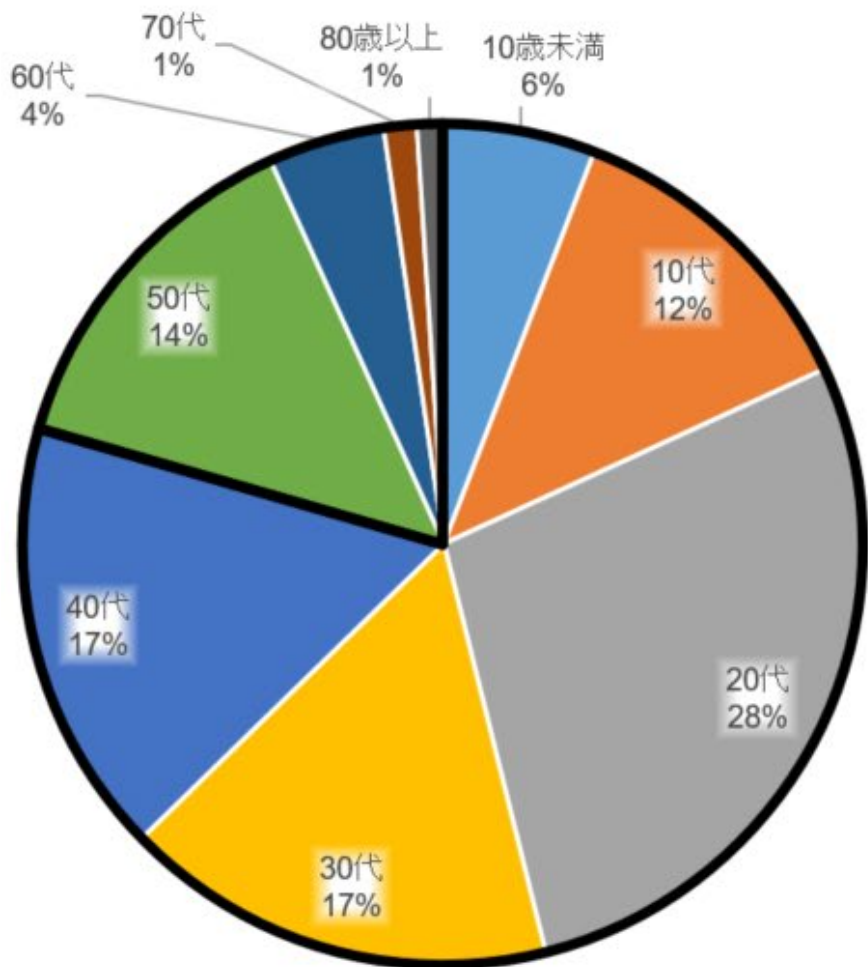
S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率（※速報値）



COVID-19患者全体とL452R変異患者の年齢層の分布



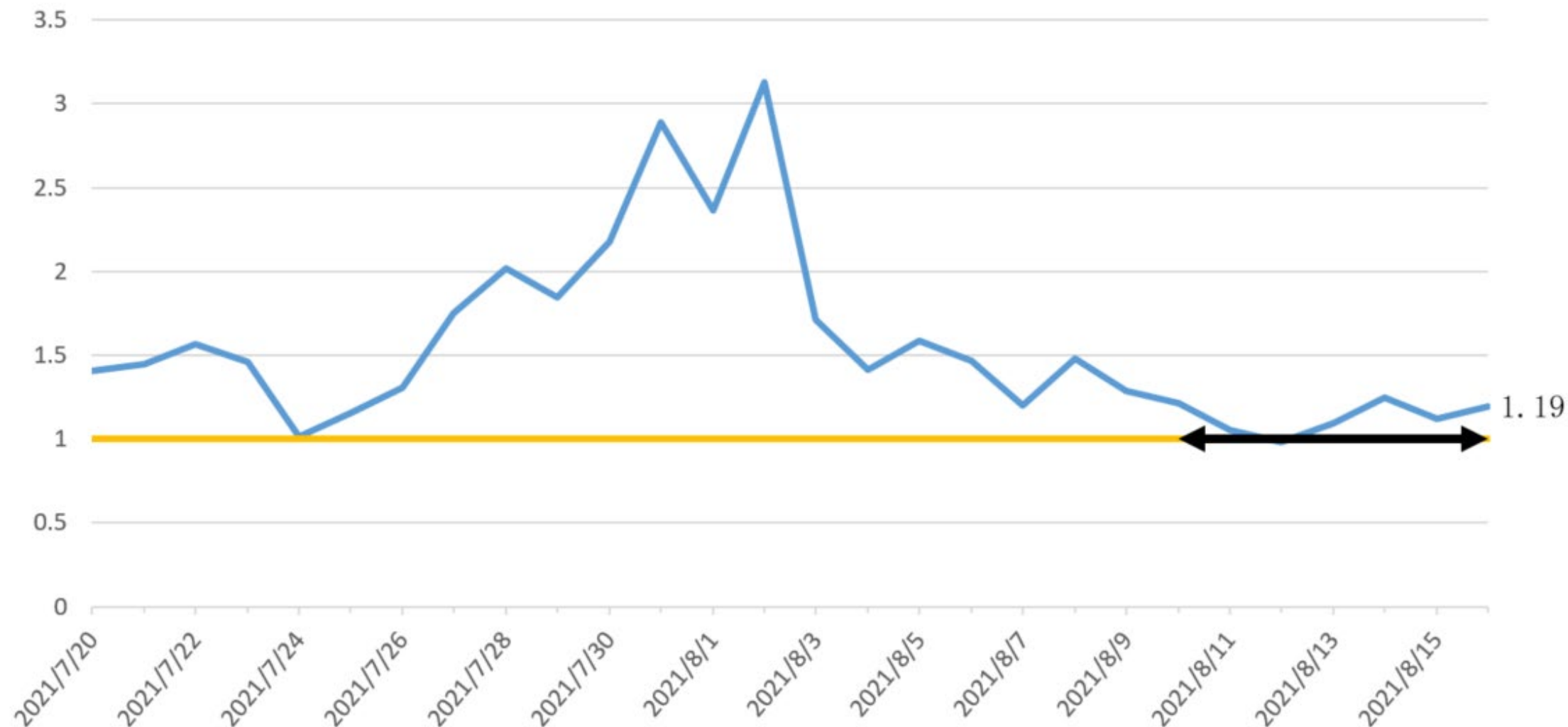
神奈川県



感染者数（日別）の1週間前との比較

(今週/前週)

感染者数(日別)の1週間前との比較



2021年8月16日 現在

※  ...直近1週間

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
序文 （略） 令和3年8月5日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月8日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から令和3年8月31日までの24日間とする旨の公示を行った。 なお、ワクチン接種が進捗する中で、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する。	序文 （略） 令和3年8月5日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、8月8日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から令和3年8月31日までの24日間とする旨の公示を行った。 なお、ワクチン接種が進捗する中で、医療提供体制への負荷の改善等が見られ、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除する。

<u>令和３年８月１７日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が急速に増加し、公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっていることなどから、８月２０日以降については、法第３２条第３項に基づき、緊急事態措置区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年９月１２日まで延長し、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年８月２０日から令和３年９月１２日までの２４日間とすることとした。</u> <u>また、同じく令和３年８月１７日に、８月２０日以降については、法第３１条の４第３項に基づき、重点措置区域から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を除外し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加する変更を行うとともに、北海道、福島県、石川県、愛</u>	<u>(新設)</u>
---	--------------------

<u>知県、滋賀県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年９月１２日まで延長し、宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年８月２０日から令和３年９月１２日までの２４日間とする旨の公示を行った。</u> (略) 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略) 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。 (略) ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約２週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研	(略) 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略) 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。 (略) ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約２週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研
---	--

研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern：VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest：VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある（B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍（40-64 歳では 1.66 倍）と推定）。また、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）や B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、

研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern：VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest：VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある（B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍（40-64 歳では 1.66 倍）と推定）。また、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）や B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、

B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）の割合が上昇しており、B. 1. 1. 7 系統の変異株（アルファ株）から B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B. 1. 617. 1 系統の変異株（カップパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

（略）

（略）

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、令和2年3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。また、同年4～6月期の国内総生産（GDP）は実質で前期比

B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）の割合が上昇しており、今後は B. 1. 1. 7 系統の変異株（アルファ株）から B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わることが予測されている。また、注目すべき変異株は、B. 1. 617. 1 系統の変異株（カップパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

（略）

（略）

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、令和2年3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。また、同年4～6月期の国内総生産（GDP）は実質で前期比

7.9%減、年率換算で 28.2%減を記録した。

二 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。

(略)

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する

8.1%減、年率換算で 28.6%減を記録した。

二 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。(新設)

(略)

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する

観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、令和 3 年 6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始し、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に P C R 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用

観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、令和 3 年 6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始し、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に P C R 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施

した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。

(略)

③～⑦ (略)

⑧ 厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）など変異株の動向を監視するためゲノム解析を継続する。都道府県等は、新たな懸念される変異株（Variant of Concern：VOC）事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。厚生労働省は、国立感染症研究所

するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。

(略)

③～⑦ (略)

⑧ 厚生労働省及び都道府県等は、L452R 変異株PCRスクリーニングにより、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の全国的な監視体制を強化する。厚生労働省及び文部科学省は、国立感染症研究所・都道府県等・民間検査機関や大学等間の連携を一層促進し、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）など変異株PCR検査やゲノム解析を強化する。都道府県等は、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）など変異株事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、

と連携して、新たな変異株に対して、引き続き、その疫学的特性を分析し、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する。

⑨・⑩ （略）

（３）まん延防止

- １）外出の自粛（後述する「４）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかける。また、20 時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない

クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、新たな変異株に対して、引き続き、その疫学的特性を分析し、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する。

⑨・⑩ （略）

（３）まん延防止

- １）外出の自粛（後述する「４）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20 時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、今後 B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されることを踏まえ、

飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えるように促すとともに、どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。

(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7) 学校等の取扱い」を除く)

① (略)

また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第12条に規定される各措置につい

他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えるように促すとともに、どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。

(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7) 学校等の取扱い」を除く)

① (略)

また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行う

て事業者に対して要請を行うものとする。

特定都道府県は、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第 45 条第 2 項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。また、感染リスクが高い場面とされた（令和 3 年 8 月 12 日分科会）百貨店の地下の食品売り場等について、法第 24 条第 9 項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者には要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、

ものとする。

（新設）

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者には要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、

当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

②・③ （略）

4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

（略）

- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社

当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。

また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

②・③ （略）

4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

（略）

- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や

員寮等の集団生活の場での対策等)や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

(略)

②・③ (略)

5)・6) (略)

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請す

「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

(略)

②・③ (略)

5)・6) (略)

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請す

る（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動等における活用を含む。）を奨励する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② （略）

8）緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

る（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② （略）

8）緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① (略)

(略)

- ・ 職場への出勤等については、引き続き、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

②・③ (略)

9) 重点措置区域における取組等

① (略)

(略)

- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の

① (略)

(略)

- ・ 職場への出勤等については、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指し在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

②・③ (略)

9) 重点措置区域における取組等

① (略)

(略)

- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の

確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うこと。

- ・ B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第31条の6第1項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、別途通知する取扱いを踏まえ、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条9項に基づき、別途通知する取扱いを踏まえ、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

(略)

- ・ 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うとともに、

確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うこと。

(新設)

(略)

- ・ 上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うとともに、

当該取組について適切に情報発信を行うこと。

- ・ 法第 24 条第 9 項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに実地の呼びかけ等を強化するものとする。
- ・ 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。また、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。
- ・ 法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じ

当該取組について適切に情報発信を行うこと。

- ・ また、法第 24 条第 9 項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに実地の呼びかけ等を強化するものとする。
- ・ 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。（新設）併せて、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、今後 B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されることを踏まえ、感染

ていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。

(略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

(略)

②・③ (略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

① (略)

(略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時

拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。

(略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。

(略)

②・③ (略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

① (略)

(略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時

差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実

差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意す

践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

(略)

②～⑥ (略)

12) ～14) (略)

(4) 医療等

① (略)

・ (略)

自宅療養等を行う際には、自宅療養や宿泊療養中に症状が悪化し、亡くなる方もいることを踏まえ、都道府県等は電話等情報通信機器や情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の自動架電等の機能を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。症

べき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

(略)

②～⑥ (略)

12) ～14) (略)

(4) 医療等

① (略)

・ (略)

自宅療養等を行う際には、自宅療養や宿泊療養中に症状が悪化し、亡くなる方もいることを踏まえ、都道府県等は電話等情報通信機器や情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の自動架電等の機能を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。ま

状態悪化時に確実に酸素投与や治療につなげることができるよう施設（ステーション）整備や酸素濃縮機の確保を進めること。また、パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進すること。

- ・ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 都道府県等は、新たな変異株が確認された場合には、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評価・分析を行うこと。

た、パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進すること。

- ・ 都道府県等は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子供等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 都道府県等は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。さらに、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ改定された退院基準等に基づき、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずること。厚生労働省は、国立感染症研究所と連携して、変異株の国内症例の評

(略) ②～⑦ (略) ⑧ (略) (略) ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、<u>必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に、医療機関にあらかじめ配布するなど、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるように取り組むこと。</u>他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等へ	価・分析を行うこと。 (略) ②～⑦ (略) ⑧ (略) (略) ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、<u>必要な患者への供給の確保を図るとともに、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるように取り組むこと。</u>他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。
---	--

の治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。 (略) ⑨ (略) (5)・(6) (略)	(略) ⑨ (略) (5)・(6) (略)
---	--

緊急事態宣言発出に係る 県の対応について (宣言延長等を踏まえた対応強化)

令和3年8月17日

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。



特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）
特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から **9月12日** まで。

宣言後の感染激増を踏まえた対応強化

- 人流の増加に、感染力が非常に強いデルタ株が拍車をかける状況
- 緊急事態宣言後も、連日2000人前後の新規感染者が発生
- いわゆる医療崩壊が始まりつつある厳しい現状



- デルタ株への危機感の共有（呼びかけ強化）
- 医療体制の強化（重症病床のフェーズ上げ、不急の手術等の延期、等）
- 路上飲み対策強化
- 事業者へのテレワークの徹底
- 海水浴場の閉鎖の働きかけ
- 国への働きかけ

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で
- ・ デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」
※混雑した場所への外出の5割減

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない

○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

事業者への要請（飲食店等）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（法第45条第2項）
（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮
（5時から20時まで）を要請（法第45条第2項）

○まん延防止等の措置（法第45条第2項）

- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業所の消毒
- ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
- ・ 要請・命令時の公表（法第45条第5項）
- ・ 命令のための立入検査等（法第72条）
- ・ 命令違反等に対する過料（法第79条、80条）

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内
	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内
	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く

事業者への要請（飲食店等以外の施設）①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請（飲食店等以外の施設）②

○ 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保

○ 一部**新**施設内外に混雑が生じることがないように**人数管理、人数制限、誘導等**の「入場整理」の徹底を働きかけ

○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。

○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

事業者への要請（イベントの制限）

措置内容

○収容人数等の要請（法24条第9項）

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ

収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

医療提供体制の充実・強化

■病床確保

- 中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)から4(1,591床)に引き上げ(7/28)
- 重症病床をフェーズ3(159床)から4(199床)へ引き上げ(8/4)
- 医療機関への不急手術等の延期の要請(コロナ医療に重点化)(8/6)
- **新** 県の臨時医療施設フルオープン

■宿泊療養施設

- 複数ホテルで900室以上の確保に向けて調整中(8月中)
※新たな宿泊療養施設(東横INN新横浜駅前新館288室)の受入開始(8/10予定)

■緊急時の対応強化

- かながわ緊急酸素投与センター患者受入れ開始(8/7)

措置の強化及び実効性を確保する取組①

- 20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化
職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応
- 特措法の厳正な運用
要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など
- 協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進
先行交付の実施など
- 県立学校の部活動に関する対策の強化
練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど
※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能
- 県民利用施設の対応強化
原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

措置の強化及び実効性を確保する取組②

○ 路上飲み防止対策

委託事業を活用し、路上飲みに対する注意喚起、声掛けの実施

○ テレワークの徹底強化

各業界団体にテレワークの徹底を改めて通知

○ 海水浴場の閉鎖の働きかけ

市町と連携した海水浴場の閉鎖

○ 国への働きかけ(8月9日 西村大臣との意見交換)

- 人流抑制等の強化に向け、基本的対処方針の変更を要望
- 抗原検査キットの活用に係る国事業の柔軟化、財政支援の強化

措置の強化及び実効性を確保する取組③

○ 緊急事態措置の強化に関する国への要請(8月13日)

1都3県知事連名で、西村大臣に対し基本的対処方針の変更、それに伴う国における全面的な財政措置、公共交通機関の利用抑制など実効性のある人流抑制策等の要請

○ 大規模商業施設へ要請(8月11日)

大規模商業施設に対し、百貨店における感染者のうち、約5割が地下1～2階で勤務していたことなどを踏まえ、入場整理など感染防止対策の徹底を依頼

(特措法第45条第2項)

○**新** 国の基本的対処方針の改正を踏まえた要請

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、大規模商業施設に対し入場制限(通常営業の5割を目安)を要請
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、百貨店の地下の食品売り場等に対して、上記と同様の措置を要請

飲食店等に対する協力金（第14弾）について（案）

		緊急事態宣言措置区域（県内全域）	
協力金の交付対象施設		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ 利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く	酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
協力金の交付要件 (9/1～9/12の12日間)	営業時間	終日休業	営業時間は5時から20時まで
	その他の交付要件	—	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数		約40,000店舗	
協力金の算定方法		<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限4万円/日、上限10万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4（下限なし、上限20万円/日）	

所要額 約276億円

大規模施設等に対する協力金（第5弾）について（案）

9/1から9/12までの12日間において、緊急事態措置区域である県内全域で、時短・休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付する。

<時短要請>

	大規模施設	テナント等
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例）百貨店等大規模小売店、映画館等	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」

<休業要請>

	飲食業の許可を受けていないカラオケ店	
交付対象	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡超のカラオケ店	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡以下のカラオケ店
協力金 (日額)	休業した面積1,000㎡毎に20万円/日	2万円/日

県教育委員会における今後の教育活動等について
(令和3年8月17日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

緊急事態措置期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

《県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

②文化祭・体育祭等について

- 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。

③学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に協力を要請する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら、緊急事態措置期間中は次のとおり対応する。
 - ・ 博物館・美術館は原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - ・ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。
 - * 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は 13 時～19 時
 - ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況 (県教育委員会把握分)

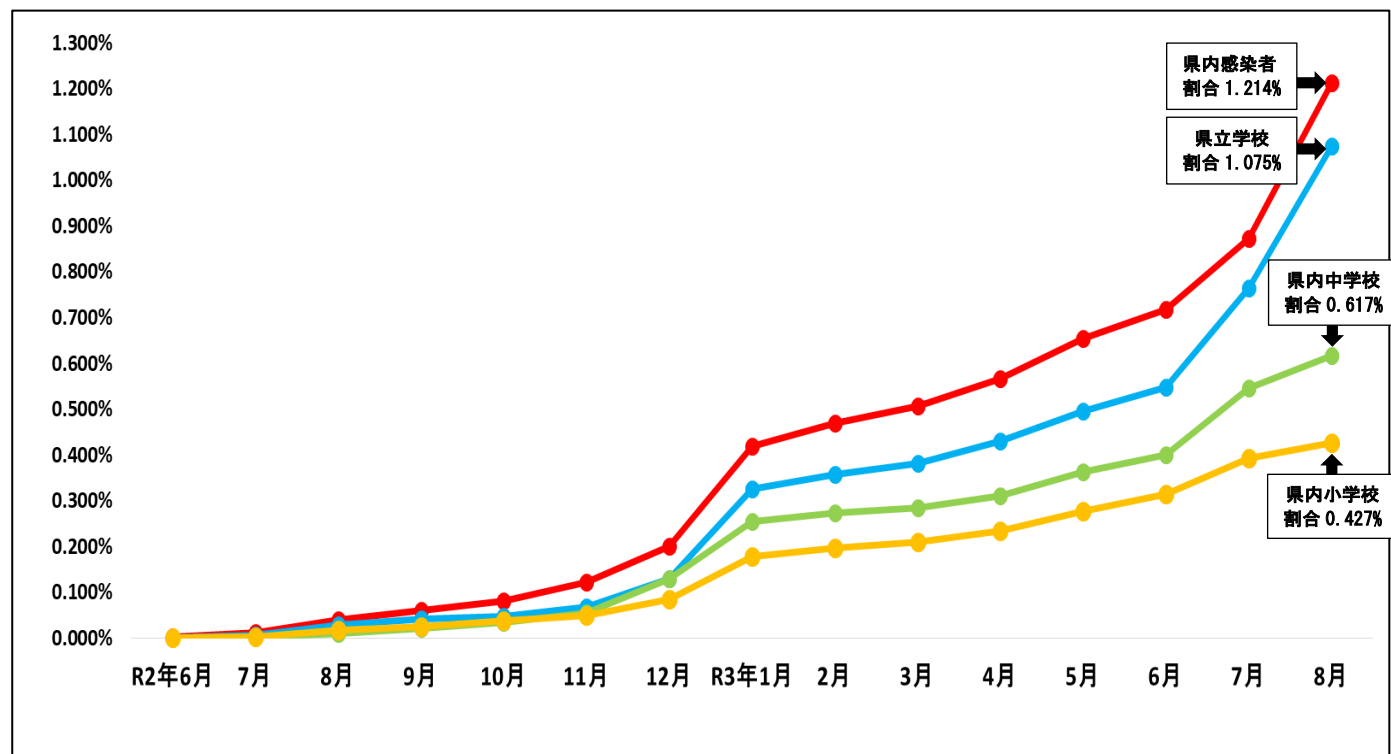
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年8月16日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	39	30	62	81	63	259	376	1,305
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	1	1	4	4	19	22	75
合 計	1	6	29	18	7	25	81	251	40	31	63	85	67	278	398	1,380

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年8月16日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	418	80	59	108	192	168	347	150	1,895
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	36	22	52	104	76	291	143	1,232
合 計	3	11	78	60	82	91	305	669	116	81	160	296	244	638	293	3,127

3 感染者の割合 (令和3年8月16日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より

令和3年8月 日

各所管関係団体 御中

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づく緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長しました。また、国の基本的対処方針において、大規模施設等への入場制限に対する措置内容が強化されました。

そこで、大規模商業施設に対し、法第45条2項に基づき、入場制限(通常営業の5割を目安)を要請します。

百貨店の地下の食品売り場等、生活必需品を取扱う施設についても、法第24条9項に基づき、上記と同様の措置を要請します。

その他の大規模な集客施設については、法第45条2項に基づき、引き続き、施設内外に混雑が生じることのないよう、人数管理、人数制限、誘導等の入場整理の徹底をお願いいたします。

また、神奈川県実施方針及び別添「第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」に基づき、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

災害ともいうべき、現在の感染爆発を抑えるために、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

別添

第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

〇〇局〇〇課

〇〇グループ

045-210- (内線)